

京都大学自家用電気工作物保安規程施行細則新旧対照表

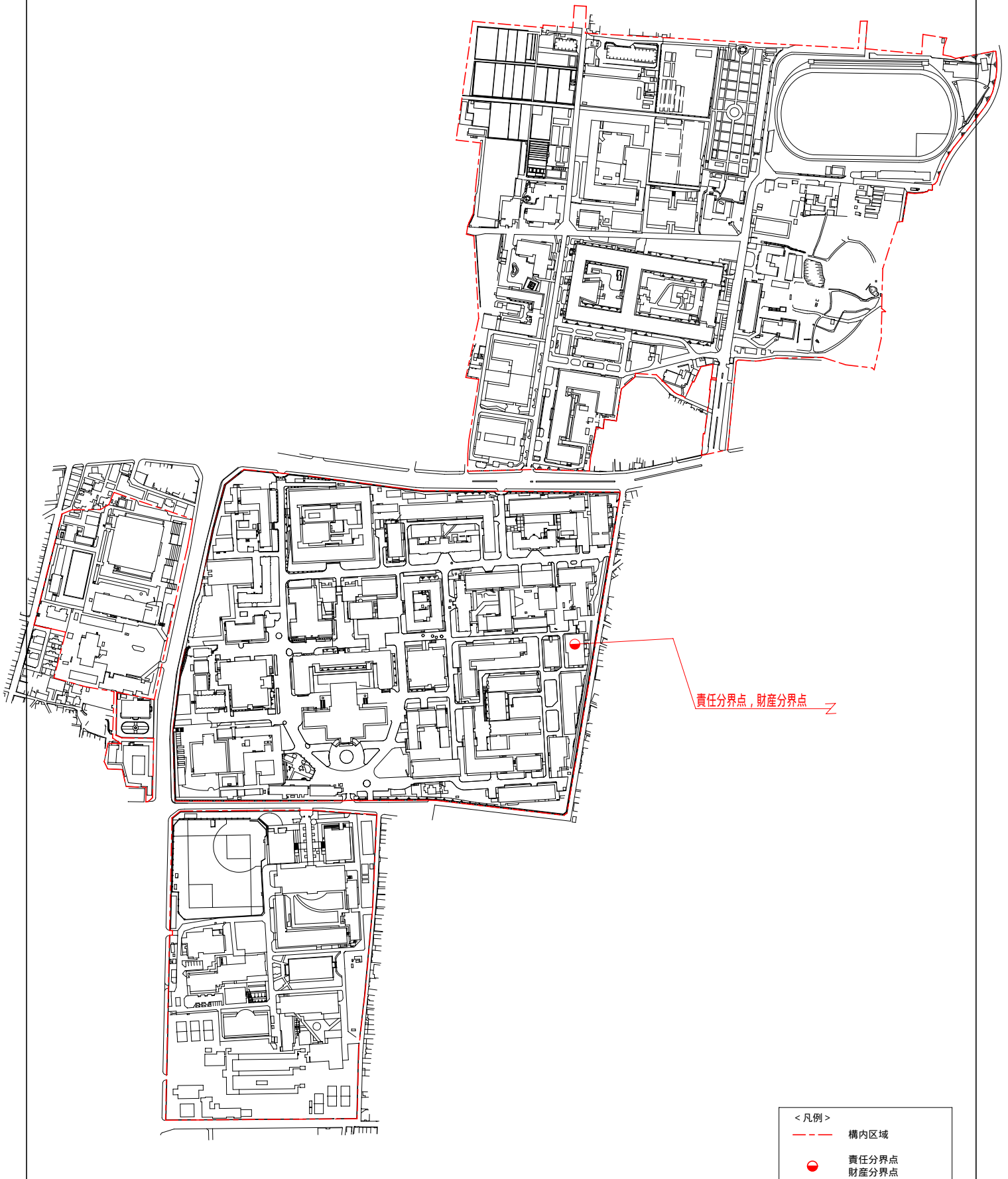
改 正 前	改 正 後																																							
<p>第1条 この細則は、京都大学自家用電気工作物保安規程（以下「規程」という。）第5条第1項、第7条第3項、第8条第1項、<u>第13条第2項、第14条、第16条及び第19条の規定に基づき、規程の実施に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>第2条 電気主任技術者又はボイラー・タービン主任技術者（以下「主任技術者」という。）を置く自家用電気工作物（以下「電気工作物」という。）の区分は、別表に掲げるとおりとする。 （中略）</p> <p>第6条 規程第8条第1項第1号の規定により主任技術者の意見を<u>きく</u>べき電気工作物に係る保安上重要な事項は、次の各号に掲げる事項とする。 (1) } (略) ' } (5) }</p> <p>第7条 規程第13条第2項の規定による火災、震災その他非常災害時における電気工作物に係る保安を確保するために必要な体制の整備状況の報告は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。 (1) } (略) (2) } (3) }</p> <p>第8条 電気工作物の保安に関し作成すべき記録は、次のとおりとする。</p>	<p>第1条 この細則は、京都大学自家用電気工作物保安規程（以下「規程」という。）第5条第1項、第7条第3項、第8条第1項、<u>第9条、第15条第2項、第16条、第17条、第19条及び第23条の規定に基づき、規程の実施に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>第2条 （同左）</p> <p>第6条 規程第8条第1項第1号の規定により主任技術者の意見を<u>聴く</u>べき電気工作物に係る保安上重要な事項は、次の各号に掲げる事項とする。 (1) } (同左) ' } (5) } (6) <u>電気工作物の安全管理検査に関する計画及び基準の設定、改廃</u></p> <p>第7条 <u>規程第9条の規定による指揮命令系統及び連絡系統は、別図第1に定めるとおりとする。</u></p> <p>第8条 規程第15条第2項の規定による火災、震災その他非常災害時における電気工作物に係る保安を確保するために必要な体制の整備状況の報告は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。 (1) } (同左) (2) } (3) }</p> <p>第9条 電気工作物の保安に関し作成すべき記録は、次のとおりとする。</p>																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>様 式</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保守工事記録</td> <td>別記様式第2の(1)</td> <td>5年</td> </tr> <tr> <td>巡視、点検、測定記録</td> <td>別記様式第2の(2)</td> <td>5年</td> </tr> <tr> <td>受電日報（特高受電所に限る。）</td> <td>別記様式第2の(3)</td> <td>5年</td> </tr> <tr> <td>電気事故記録</td> <td>別記様式第2の(4)</td> <td>5年</td> </tr> <tr> <td>主要電気機器記録</td> <td>別記様式第2の(5)</td> <td>必要期間</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	様 式	保存期間	保守工事記録	別記様式第2の(1)	5年	巡視、点検、測定記録	別記様式第2の(2)	5年	受電日報（特高受電所に限る。）	別記様式第2の(3)	5年	電気事故記録	別記様式第2の(4)	5年	主要電気機器記録	別記様式第2の(5)	必要期間	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>様 式</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保守工事記録</td> <td>別記様式第2の(1)</td> <td>5年</td> </tr> <tr> <td>巡視、点検、測定記録</td> <td>別記様式第2の(2)</td> <td>5年</td> </tr> <tr> <td>受電日報（特高受電所に限る。）</td> <td>別記様式第2の(3)</td> <td>5年</td> </tr> <tr> <td>電気事故記録</td> <td>別記様式第2の(4)</td> <td>5年</td> </tr> <tr> <td>受変電設備機器台帳</td> <td>別記様式第2の(5)</td> <td>必要期間</td> </tr> <tr> <td>安全管理検査記録</td> <td>別記様式第2の(6)</td> <td>必要期間</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	様 式	保存期間	保守工事記録	別記様式第2の(1)	5年	巡視、点検、測定記録	別記様式第2の(2)	5年	受電日報（特高受電所に限る。）	別記様式第2の(3)	5年	電気事故記録	別記様式第2の(4)	5年	受変電設備機器台帳	別記様式第2の(5)	必要期間	安全管理検査記録	別記様式第2の(6)	必要期間
種 類	様 式	保存期間																																						
保守工事記録	別記様式第2の(1)	5年																																						
巡視、点検、測定記録	別記様式第2の(2)	5年																																						
受電日報（特高受電所に限る。）	別記様式第2の(3)	5年																																						
電気事故記録	別記様式第2の(4)	5年																																						
主要電気機器記録	別記様式第2の(5)	必要期間																																						
種 類	様 式	保存期間																																						
保守工事記録	別記様式第2の(1)	5年																																						
巡視、点検、測定記録	別記様式第2の(2)	5年																																						
受電日報（特高受電所に限る。）	別記様式第2の(3)	5年																																						
電気事故記録	別記様式第2の(4)	5年																																						
受変電設備機器台帳	別記様式第2の(5)	必要期間																																						
安全管理検査記録	別記様式第2の(6)	必要期間																																						

改 正 前		改 正 後	
<p>2 主任技術者は、前項の記録を点検し、記載方法等について必要な事項を指示することができる。</p> <p>第9条 規程第16条の規定による電気工作物の保安の管理状況の報告は、別記様式第3により行うものとする。</p>		<p>2 (同左)</p> <p>第10条 規程第17条の規定による電気工作物の保安の管理状況の報告は、別記様式第3により行うものとする。</p> <p>第11条 規程第19条の規定による需要設備の所在する構内は、別図第2のとおりとする。</p> <p>附 則 この細則は、平成17年12月27日から施行する。</p>	
別表(主任技術者を置く電気工作物の区分)		別表(主任技術者を置く電気工作物の区分)	
第1区	本部、北部、西部及び吉田南各構内の電気工作物	第1区	中央団地及び北部団地の電気工作物
第2区	医学部、病院及び薬学部各構内の電気工作物	第2区	南部団地の電気工作物
第3区	大学院理学研究科附属瀬戸臨海実験所構内の電気工作物	第3区	瀬戸団地の電気工作物
第4区	宇治構内の電気工作物	第4区	宇治団地の電気工作物
第5区	桂構内の電気工作物	第5区	桂団地の電気工作物
第6区	防災研究所附属災害観測実験センター白浜海象観測所沿岸海象観測施設内の電気工作物	第6区	削除
第7区	原子炉実験所構内の電気工作物	第7区	熊取団地の電気工作物
第8区	削除		
第9区	削除		

別図第2 (需要設備の構内)

別表第1 第1区 中央団地及び北部団地

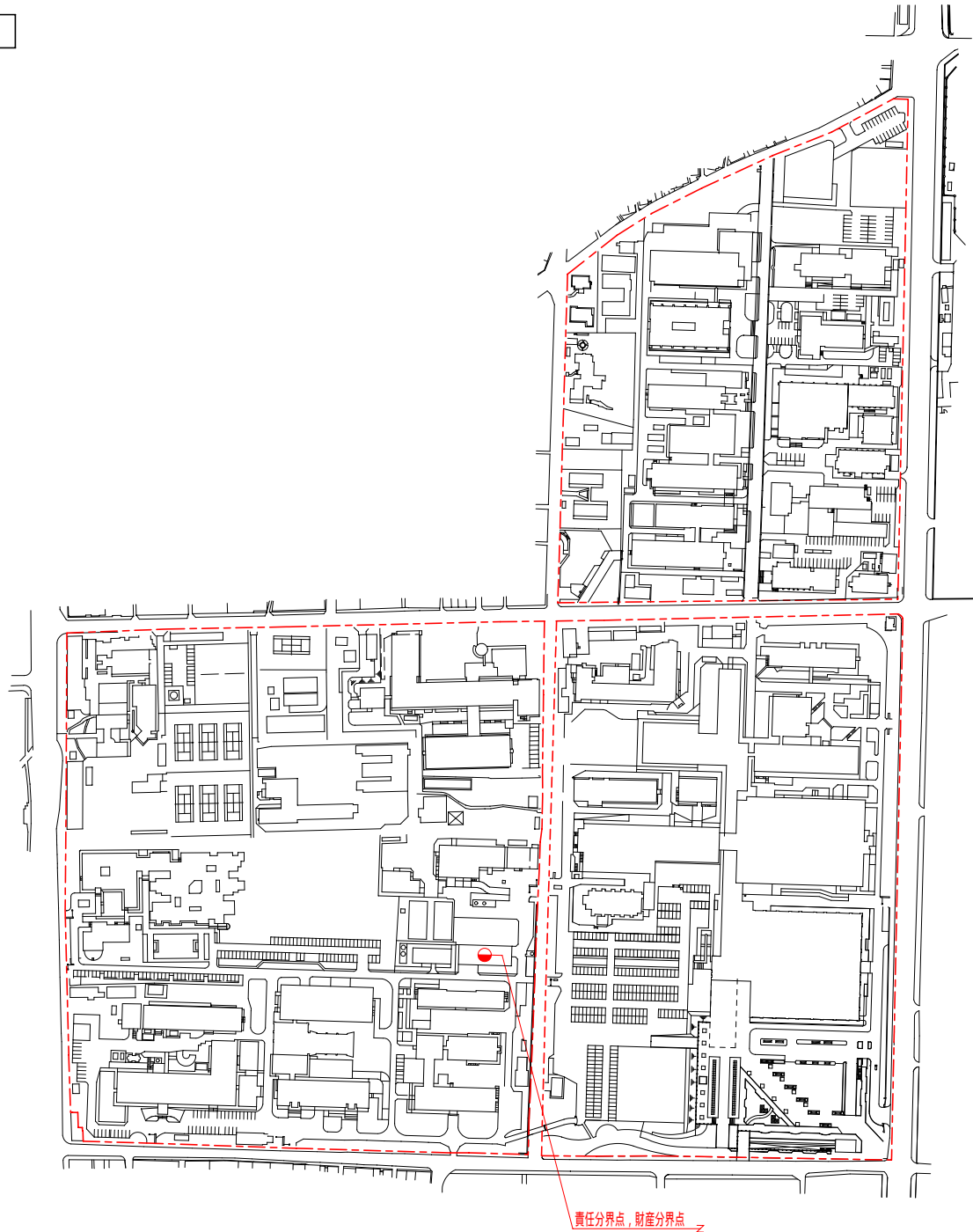
所在地 京都市左京区吉田本町



別図第2 (需要設備の構内)

別表第1 第2区 南部団地

所在地 京都市左京区吉田橋町
(京都市左京区聖護院川原町)



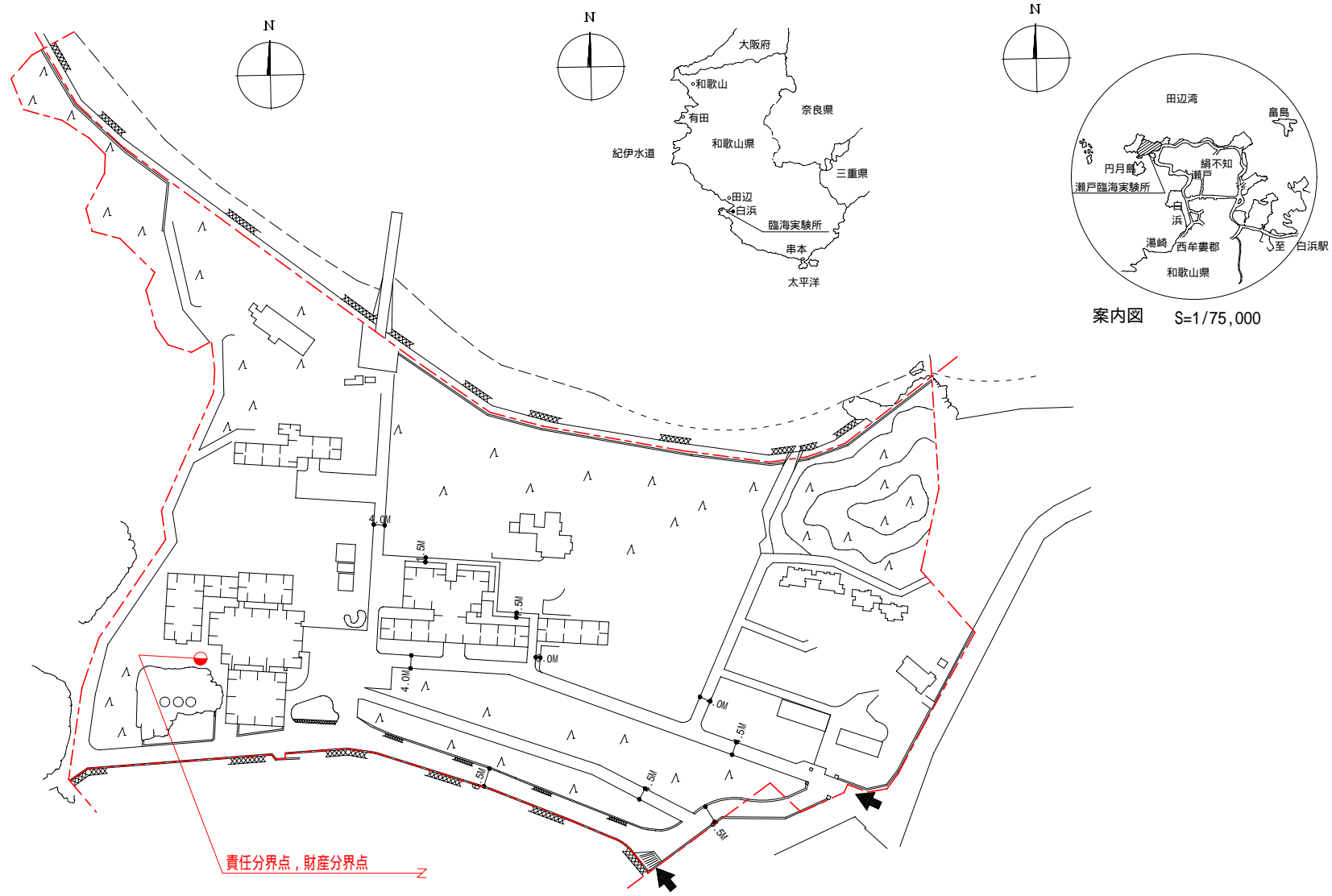
- < 凡例 >
- 構内区域
 - 責任分界点
財産分界点

責任分界点, 財産分界点 →

別図第2 (需要設備の構内)

別表第1 第3区 瀬戸団地

所在地 和歌山県西牟婁郡白浜町



案内図 S=1/75,000

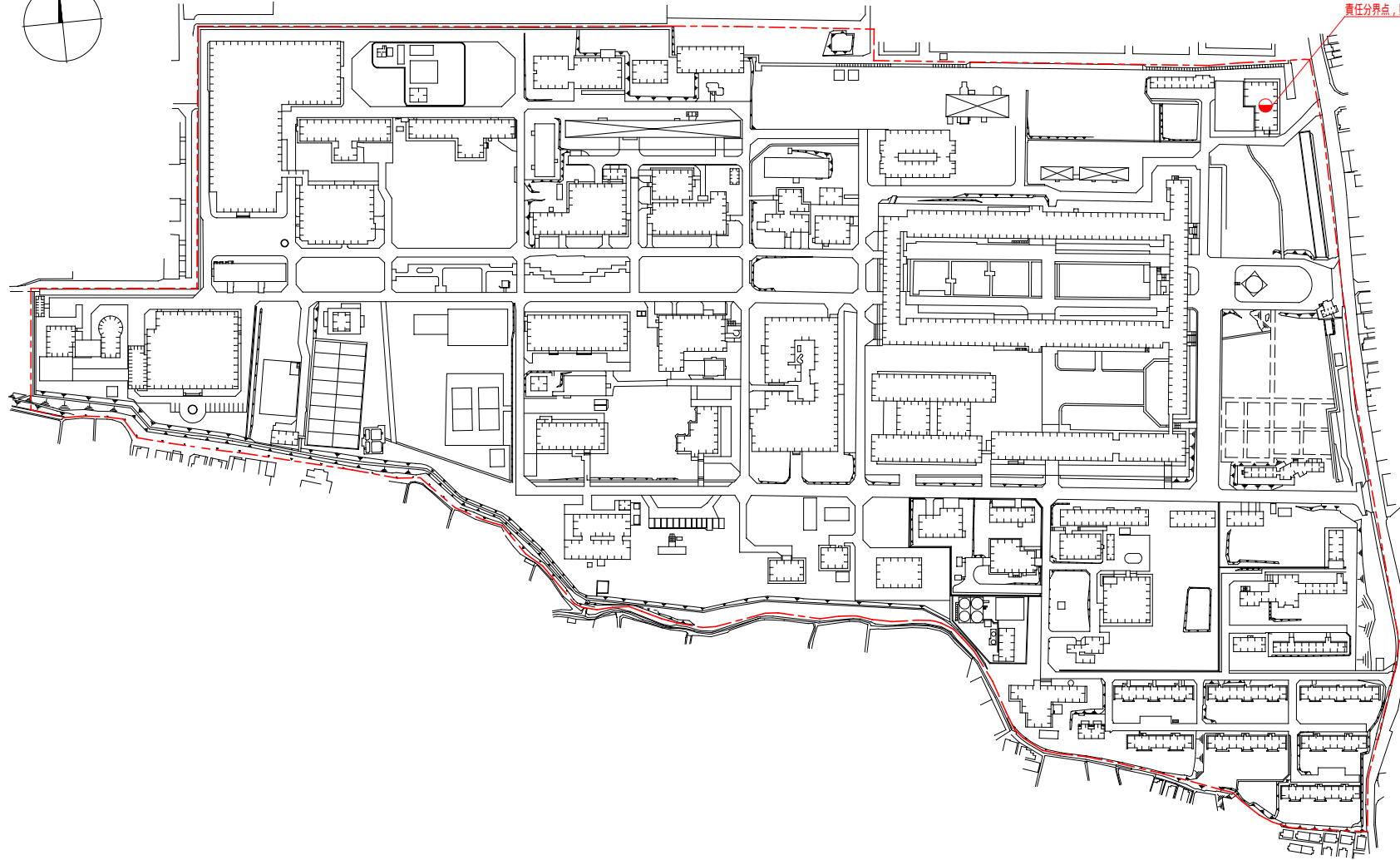
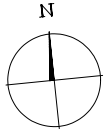
責任分界点, 財産分界点

- < 凡例 >
- 構内区域
 - 責任分界点
 - 財産分界点

別図第2 (需要設備の構内)

別表第1 第4区 宇治団地

所在地 京都市五ヶ庄

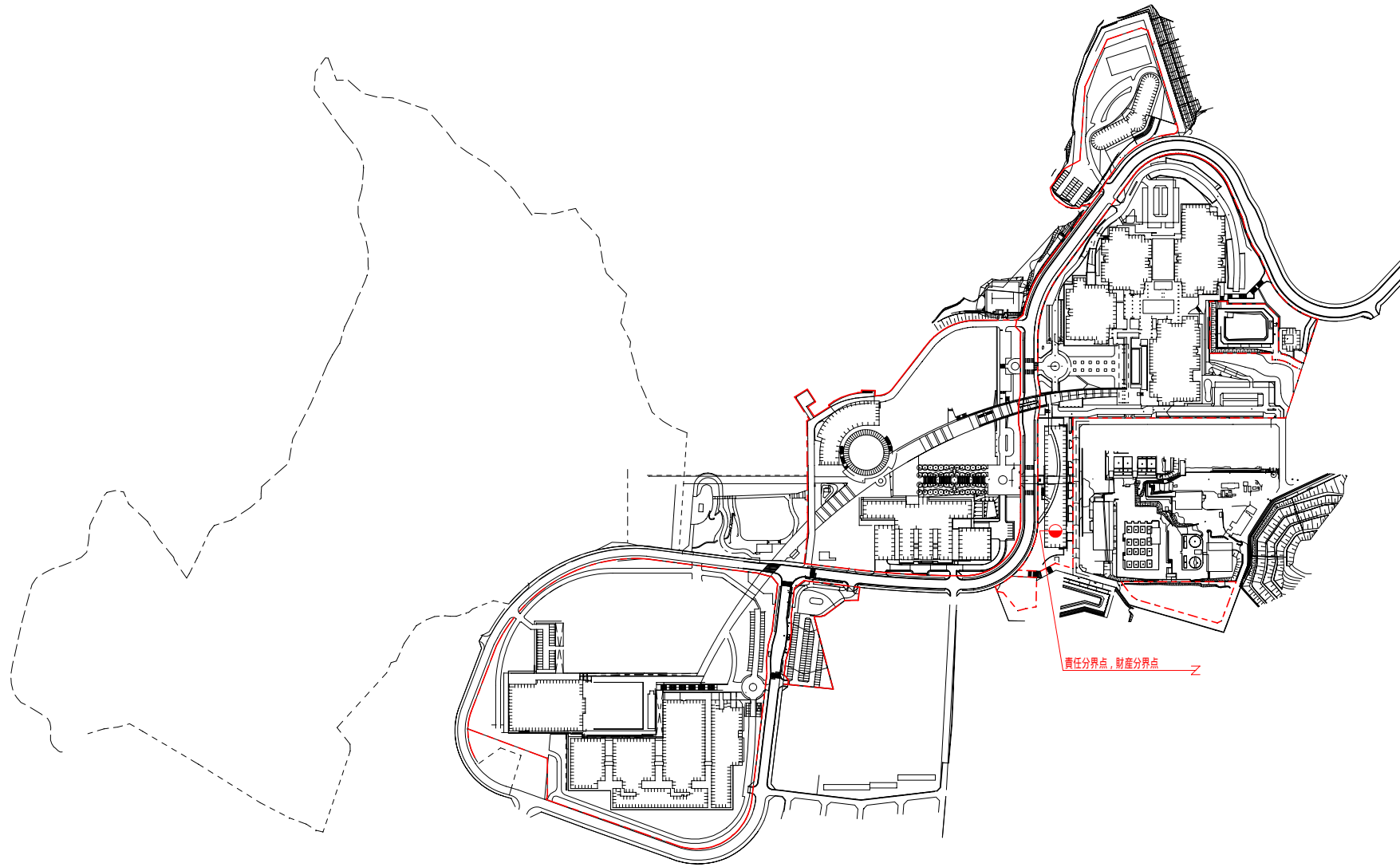


責任分界点, 財産分界点

- < 凡例 >
- 構内区域
 - 責任分界点
財産分界点

別図第2 (需要設備の構内)

別表第1 第5区 桂団地

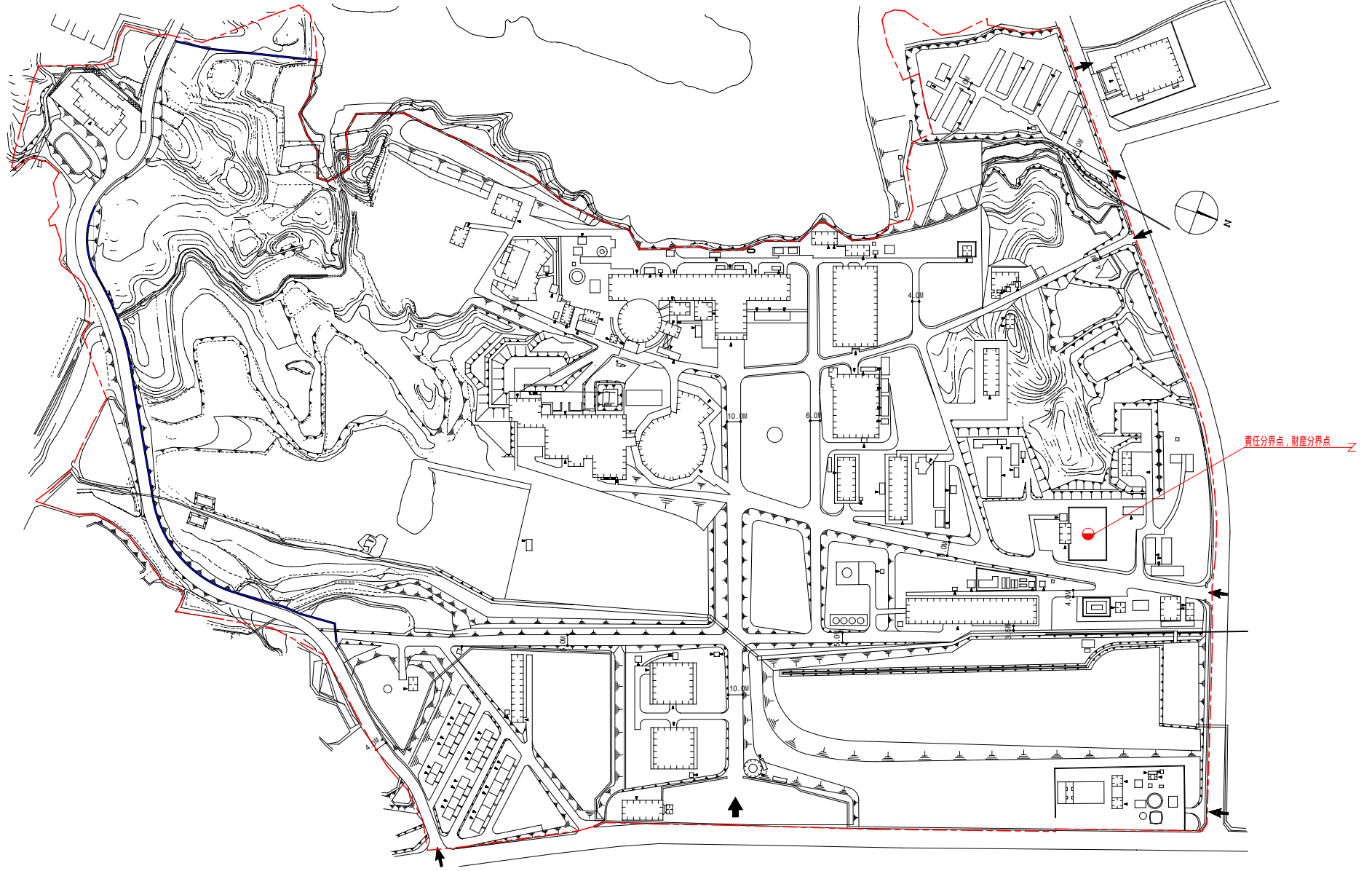


< 凡例 >
- - - 構内区域
● 責任分界点
● 財産分界点

別図第2 (需要設備の構内)

別表第1 第7区 熊取団地

所在地 大阪府泉南郡熊取町



< 凡例 >
- - - 構内区域
● 責任分界点
● 財産分界点

巡視、点検、測定記録(A)

主任技術者

—— 受電・配電設備 日常点検表 ——
定期

平成 年 月 日実施

実施対象		保安主任者 及び実施者	保安主任者 実施者
点検結果・改善処置			
区分対象	点検項目	記事(不良の場合、不良機器名、部位、程度等を記入)	改善処置
GIS	1 ガス母線及びGCBのガス圧力(有無)		
	2 表示灯異常(有無)		
	3 ガス配管異常(有無)		
	4 制御配線の異常(有無)		
	5 取引用計器用変成器油漏れ(有無)		
	6 GCB、DS、ESの開閉具合及びインターロック(良否)		
	7 機器開閉蓄勢表示器の動作(良否)		
	8 制御線及び接地線の接続部分点検(良否)		
	9 塗装及び発錆(良否)		
	10 警報装置の動作確認(良否)		
	11 動作機構、リンク部分配線端子部のゆるみ(有無)		
	12 各部の損傷、腐食、過熱、変形、ゆるみ(有無)		
	13 ガス漏れ(有無)		
	14 GCB内部点検及び吸着剤の交換(有無)		
	15 機器操作器の点検及び注油(有無)		
断路器 ・ A B B	1 受と刃の接触(良否)、過熱、変色、ゆるみ、変形(有無)		
	2 汚損、異物の付着(有無)		
	3 コンプレッサー異常(有無)		
	4 受と刃の荒れ具合(良否)		
	5 振れ止め装置の機能(良否)		
	6 締付け部ゆるみ(有無)		
	7 ボルト、ナットのゆるみ、脱落、割ピン脱落(有無)		
	8 鉄部の発錆、異常、変形(有無)		
しゃ断 器 高圧配 電盤	1 外観点検 - 汚損、損傷(有無)、きれつ、油漏れ(有無)、過熱(有無)、発錆(有無)		
	2 表示灯の異常(有無)		
	3 制御回路のプラグ接続状態(良否)		
	4 しゃ断器の異常音、異臭(有無)		
	5 しゃ断器の動作回数(記録)		
	6 しゃ断器のガス圧の確認(記録)		
	7 各部の損傷・腐食(有無)、過熱(有無)、油量(適否)、ガス圧(良否)、発錆(有無)、変形、ゆるみ(有無)		
	8 操作具合、機構(良否)		
	9 付属装置(良否)		
	10 油の汚れ、特性(良否)		
	11 接地線の接続部(良否)		
母線	1 外観点検 - 碍子の破損その他の異常(有無)		
	2 母線 - 高さ、たるみ(適否)、他線との離隔距離(適否)、損傷・腐食(有無)、過熱(有無)		
	3 接続部分、クランプ類の腐食、ゆるみ(有無)		
	4 碍子類、支持物の損傷、腐食、変形、ゆるみ(有無)		
受電用 変圧器	1 本体の外観点検 - 汚損(有無)、油漏れ(有無)、振動、音響、温度(有無)		
	2 各部の汚損、損傷、腐食(有無)、油量(適否)、発錆(有無)、ゆるみ(有無)		
	3 接地線の接続部(良否)		
計器用 変成器	1 外観点検 - 汚損、損傷、腐食(有無)、温度(有無)、発錆(有無)、音響(有無)、変形(有無)、ヒューズの異常(有無)		
	2 各部の汚損、損傷、腐食(有無)、接触(良否)、発錆(有無)、変形、ゆるみ(有無)、ヒューズの異常(有無)		
	3 接地線の接続部(良否)		
避雷器	1 外観点検 - 汚損、損傷(有無)、きれつ、ゆるみ(有無)		
	2 各部の汚損、損傷(有無)、きれつ、ゆるみ、コンパウンドの異常(有無)		
	3 接地線の接続部(適否)		
低圧配 電盤	1 計器、表示灯の異常(有無)		
	2 操作、切換え、開閉器等配線用しゃ断器等の異常(有無)		
	3 裏面配線のじんあい、汚損(有無)、過熱、ゆるみ(有無)、断線(有無)		
	4 接地線の接続部(適否)		
	5 各部の損傷、過熱、接触、ゆるみ、断線、脱落(有無)		
	6 端子配線符号(有無)		
	7 接地線の接続部(適否)		

点 検 結 果 ・ 改 善 処 置			
区分	点 検 項 目	記事(不良の場合、不良機器名、部位、程度等を記入)	改 善 処 置
電力用 コンデン サー	1 本体の外観点検 - 汚損(有無)、油漏れ(有無)、音響・振動 (有無)、変形・変色(有無) 2 各部の損傷、腐食、発錆、ブッシングの亀裂(有無)		
蓄電池 直流電 源装置 等	1 損傷、沈殿物、極板湾曲、端子のゆるみ(有無)、液面、色相、 隔離板(適否)、液漏れ(有無) 2 木台、碍子の損傷、腐食(有無)、耐酸塗料のはくり(有無) 3 床面の損傷、腐食(有無) 4 充電装置の動作状況(適否)		
接地	1 腐食、発錆(有無) 2 端子のゆるみ(有無) 3 接地極の表示(良否)		
電線及び 支持持物	1 電線高さ、隔離距離、警戒標、保護柵(良否) 2 電線取付、碍子、支柱、腕木等、(良否)		
ケーブル	1 ヘッド、接続箱、分岐部損傷、腐食、過熱(良否) 2 敷設部無断掘削、警戒標、隔離距離(良否) 3 損傷、腐食、きれつ(良否)		

- (注) 1. 記事欄には、不良の場合のみ記入するものとし、不良機器名、部位、程度等を具体的に記入すること。
2. 改善措置欄には、当該措置の日付、内容等を記入すること。
3. は定期巡視・点検を行なうべき場合のものである。

巡視、点検、測定記録(B-1)

主任技術者

—— 負荷設備・非常用予備発電設備 日常点検表 ——
定期

主任技術者

平成 年 月 日実施

実施対象	保安主任者 及び実施者	保安主任者 実 施 者	点 検 結 果 ・ 改 善 処 置	
区分対象	点 検 項 目	記 事 (不良の場合、不良機器名、部位、程度等を記入)	改 善 処 置	
電動機 その他の回 転機	1 音響、回転、吸(良否)振動、給油(良否)、過熱、異臭(有無) - 常時 2 整流子刷子、集電環(良否) 3 音響、振動、温度(有無) - 3月ごと 4 各部の汚損、損傷、ゆるみ、伝熱装置の異常(有無) 5 制御装置(良否) 6 接地線接続部(良否)			
電熱乾燥 装置	1 損傷、温度、変形(有無) - 常時 2 接続部の変色、過熱(有無) - 常時 3 熱線の腐食(有無) - 常時 4 各部の損傷、変形、ゆるみ(有無)、可燃物との隔離(良否)			
照明装置	1 異音、汚損、不点(有無) - 常時 2 照明効果(良否)、損傷、汚損、雑音、温度、コンパウンド漏れ(有無)			
分電盤等 配線	1 開閉器の機能、機能、湿気、じんあい等(有無) - 1月ごと 2 開閉器、器具の接続(良否) 3 接続部のゆるみ(良否)			
非常 用予 備発 電設 備	原 動 機 関 係	1 燃料系統(貯留タンクを含む。)からの油漏れ(有無) - 常時 2 機関の始動、停止(良否) 3 始動用空気タンクの圧力(良否) - 1月ごと 4 機関主要部分の分解点検(良否)		
	発 電 機 関 係	1 電動機その他の回転機の場合に同じ 2 電動機その他の回転機の場合に同じ		

- (注) 1. 記事欄には、不良の場合のみ記入するものとし、不良機器名、部位、程度等を具体的に記入すること。
 2. 改善措置欄には、当該措置の日付、内容等を記入すること。
 3. は定期巡視・点検を行なうべき場合のものである。

巡視、点検、測定記録 (B-2)

主任技術者

—— 発電設備 日常点検表 ——
定期

平成 年 月 日実施

実施対象		保安主任者 及び実施者	保安主任者 実施者
点検結果・改善処置			
区分対象	点検項目	記事(不良の場合、不良機器名、部位、程度等を記入)	改善処置
常用発電設備	タービン	1 振動、異音、過熱、変形(有無) 2 ガス・潤滑油等の漏洩、架台、支持金具類の異常及びボルトナット類のゆるみ(有無)	
	空気圧縮機	3 レバー、リンク等の動作状況の点検(良否) 4 潤滑油量の点検(良否) 5 保安装置の動作確認(良否) 6 燃焼機内筒の点検(良否)	
	燃料燃焼設備	7 タービン初段動翼の検査(良否) 8 タービン主翼部分の分解点検(良否) 9 初段動翼点検(良否) 10 補器類の動作(良否)	
	エンジン	1 燃焼系統(貯留タンクを含む)からの油漏れ(有無) - 常時 2 機関の始動、停止(良否) 3 始動用空気タンクの圧力(良否) - 2週間ごと 4 機関主要部分の分解点検(良否)	
発電機関係	エンジン海象用レシプロ	1 燃焼系統(貯留タンクを含む)からの油漏れ(有無) - 常時 2 機関の始動、停止(良否) 3 始動用空気タンクの圧力(良否) - 運転日ごと 4 機関主要部分の分解点検(良否)	
	発電機関係	1 電動機その他の回転機の場合に同じ 2 電動機その他の回転機の場合に同じ	
太陽電池発電設備	太陽電池	1 外観点検、各部の汚損、損傷、発錆(有無) きれい、ゆるみ(有無) 2 架台の腐食・塗料のはくり汚損、損傷、発錆その他(有無)	
	制御盤直交流変換装置	1 外観点検、各部の汚損、損傷(有無) 過熱・異臭(有無) 2 取付金具の腐食・塗料のはくり汚損、損傷、過熱、ゆるみその他(有無)	
	蓄電池	1 汚損、沈殿物、極板湾曲、端子のゆるみ(有無) 液面、色相、隔離板(適否) 2 架台の損傷、腐食(有無) 耐酸塗料のはくり(有無) 3 床面の損傷、腐食(有無) 4 充電装置の動作状況(適否)	
	継電器	1 外観点検、汚損、損傷(有無) 2 整定値、動作表示(良否)	
	電路	1 ゆるみ、損傷、端子部での発錆(有無)	

(注) 1. 記事欄には、不良の場合のみ記入するものとし、不良機器名、部位、程度等を具体的に記入すること。
2. 改善措置欄には、当該措置の日付、内容等を記入すること。
3. は定期巡視・点検を行なうべき場合のものである。

別記様式第二の(5)

主要電気機器記録

部局名

電気機器名	種 別		機器の特性	事故日時・事故内容		保守日時・保守内容	
	形式番号			・	・	・	・
	製造番号			・	・	・	・
	定格容量			・	・	・	・
	製造年月日			・	・	・	・
	製造者名			・	・	・	・
	購入年月日			・	・	・	・
	設置年月日			・	・	・	・
	形式番号				・	・	・
製造番号		・	・		・	・	
定格容量		・	・		・	・	
製造年月日		・	・		・	・	
製造者名		・	・		・	・	
購入年月日		・	・		・	・	
設置年月日		・	・		・	・	
	形式番号			・	・	・	・
	製造番号			・	・	・	・
	定格容量			・	・	・	・
	製造年月日			・	・	・	・
	製造者名			・	・	・	・
	購入年月日			・	・	・	・
	設置年月日			・	・	・	・
	形式番号			・	・	・	・
	製造番号			・	・	・	・
	定格容量			・	・	・	・
	製造年月日			・	・	・	・
	製造者名			・	・	・	・
	購入年月日			・	・	・	・
	設置年月日			・	・	・	・

安全管理検査記録

項目	事項
検査年月日	平成 年 月 日
検査の対象	
検査の方法	
検査の結果	
検査した者の氏名	
検査の結果に基づいて保守などの措置を講じた時はその内容	
検査の実施に係る組織	
検査の実施に係る工程管理	
検査協力会社の管理に関する事項	
検査記録の管理に関する事項	
検査に係る教育訓練に関する事項	

第9条の保存期間に係る「必要期間」とは、～は5年間、～は安全管理検査を行った後、最初に検査の結果の通知を受けるまでの期間とする。

京都大学総長担当理事 殿

(部局長 尊職名 氏名)

電 気 工 作 物 保 安 管 理 状 況 報 告 書

本部署における電気工作物の保安の管理状況について、下記のとおり報告します。

記

巡視、点検、測定及び保守工事に関する事項

- (1) 巡視、点検、測定の結果発見された基準不適合事項の件数 件
- (2) 保守工事の実施状況（主要なもののみ記入）

実施年月日	実施箇所	内 容

- (3) 来年度における保守工事計画（所要見込経費の額をも記入のこと。）

電気事故に関する事項

- (1) 電気事故発生件数 件
- (2) 電気事故の日時、場所、概要等

事故発生日時	事故発生場所	事故の概要（事故原因についても記入のこと）	再発防止のためとった措置

当年度末における保安主任者等の数

保安主任者 名

保安要員 名

その他